

高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数算定方法等要領

(趣 旨)

第1 「高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱」第3条に基づき、地域点数の審査項目、算定方法等について定める。

(審査項目及び地域点数の算定方法)

第2 地域点数は、次に掲げる審査項目について算定した評価点の合計値とする。

- 一 工事成績評定
- 二 優良工事表彰
- 三 監理技術者資格者数
- 四 技術研修の実施
- 五 特許権、実用新案権の取得
- 六 安全対策
- 七 公共工事元請完成工事高
- 八 工事施工能力評定
- 九 指名停止
- 十 ISOのマネジメントシステム審査登録等
- 十一 次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業の取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績
- 十二 不当要求防止責任者講習
- 十三 従事職員数
- 十四 障害者雇用
- 十五 災害協力等
- 十六 県産品の使用
- 十七 地域ボランティア

(各審査項目の評価点の算定方法)

第3 各審査項目の評価点の算定方法は、次のとおりとする。

1 技術に優れた企業に対する評価

(1) 工事成績評定(土木一式工事、建築一式工事に適用)

高知県建設工事検査規程第13条の規定に基づいて実施された、前年度及び前々年度の各工事成績評定における評定点の平均点(小数点以下切り捨て)を、次の表に当てはめ、評価点とする。

なお、工事成績評定の件数が1件の場合は0.5を、2件の場合は0.7を当該評価点に乗じて(小数点以下切り捨て)評価点とする。ただし、減点には乗じない。

工事成績評定	評価点	工事成績評定	評価点
80点以上	+ 120	64点	- 6
79点	+ 108	63点	- 12
78点	+ 96	62点	- 18
77点	+ 84	61点	- 24
76点	+ 72	60点	- 30
75点	+ 60	59点	- 36
74点	+ 54	58点	- 42
73点	+ 48	57点	- 48
72点	+ 42	56点	- 54
71点	+ 36	55点	- 60
70点	+ 30	54点以下	- 120
69点	+ 24		
68点	+ 18		
67点	+ 12		
66点	+ 6		
65点	0		

(2) 優良工事表彰（土木一式工事に適用）

当該年度に高知県優良建設工事施工者表彰（土木一式工事に限る。）を受けている場合又は優良建設工事の所長表彰（土木事務所、林業事務所、農業振興センター）（土木一式工事に限る。）は、件数に次の点数を乗じた値を評価点とする（上限は50点とする。）。

表彰の種類	点数
高知県知事賞	1件 25
優良賞	1件 15
所長賞	1件 5

(3) 監理技術者数（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、継続雇用期間が6ヶ月を超え、過去5年以内に監理技術者講習を受講している監理技術者（土木一式工事に限る。）について、人数に1点を乗じた値を評価点とする（上限は50点とする。）。

(4) 技術研修の実施（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の「継続学習制度（土木施工管理／CPDS）」における登録学習単位数について評価する。

従事職員の登録学習単位数の合計単位数を6単位（UNIT）で除し（小数点以下切り捨て）、1点を乗じた値を評価点とする（上限は20点とする。）。

(5) 特許権、実用新案権の取得（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、建設業者が、土木一式工事に係る特許権、実用新案権を取得している場合は、取得件数に2点を乗じた値を評価点とする（上限は20点とする。）。

(6) 安全対策（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は、評価点5点とする。

2 経営に優れた企業に対する評価

(1) 公共工事元請完成工事高（土木一式工事に適用）

審査基準日の直近の8月末までに終了した事業年度に係る公共工事元請受注完成工事高（土木一式工事に限る。）を1,000万円を除し（小数点以下切り捨て）、1点を乗じた値を評価点とする（上限は30点とする。）。

(2) 工事施工能力評定（土木一式工事、建築一式工事以外の工事に適用）

直近の経営事項審査の建設工事の種類別年間平均完成工事高に係るX1評点に0.1を乗じた値を評価点とする（小数点以下切り捨て）。ただし、年間平均完成工事高が1,000万円未満については対象としない。

(3) 指名停止（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日前1年間（前年10月1日から当年9月30日）において、高知県建設工事指名停止等措置要綱に基づく指名停止が開始した場合は、当該指名停止期間を1月で除し、-10点を乗じた値を評価点とする。なお、停止期間が1月未満の端数は、1月とする。（平成27年度入札参加資格審査より下限は撤廃。）

3 社会と地域に貢献する企業に対する評価

(1) ISOのマネジメントシステム審査登録等（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、ISO（国際標準化機構）の環境マネジメントシステム（ISO14000シリーズ）の審査登録又は（一財）持続性推進機構が実施する「エコアクション21」の認証・登録を受けている場合は、評価点20点とする。ただし、審査基準日の直近の8月末までに到来した決算の経営事項審査において、ISO14000シリーズの登録が有りとして評価されている場合の評価点は13点とする。

(2) 次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定されている場合、又は高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得している場合は、評価点 20 点とする。

また、入札参加資格審査基準日において、高知県見守り雇用主認証企業制度要綱に基づく高知県見守り雇用主認証企業を取得している場合は、評価点 10 点とする。

加えて、入札参加資格審査基準日において、法務省の実施する協力雇用主制度に基づく登録がされており、かつ入札参加資格審査基準日以前 3 年間の間に、同制度に基づく雇用実績がある場合（ただし、雇用主側から解雇した場合を除く。）は、評価点 10 点とする。

なお、当該項目の評価点の上限は 20 点とし、「次世代育成支援企業認証等」、「高知県見守り雇用主認証」及び「協力雇用主としての登録及び雇用実績」の全てに該当する場合でも、評価点は 20 点とする。

(3) 不当要求防止責任者講習（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日の 3 年前の日の属する年度の 4 月 1 日から入札参加資格審査基準日までの間に、暴力団対策法第 14 条に基づき高知県公安委員会が実施する「不当要求防止責任者講習」を受講している場合は、評価点 5 点とする。

なお、受講者が、入札参加資格審査基準日において、当該建設業者に在籍していることを条件とする。

(4) 従事職員数（土木一式工事に適用）

従事職員数に 1 点を乗じた値を評価点とする（上限は 50 点とする。）。ただし、入札参加資格審査基準日において、1 年を超えて継続して雇用している常勤の従事職員とする。

(5) 障害者雇用（土木一式工事に適用）

法定雇用率（2.3%）を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者（常用雇用労働者数 43.5 人未満の建設業者）が障害者を雇用している場合は、評価点 20 点とする。ただし、入札参加資格審査基準日において、1 年を超えて継続して雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者とする。

なお、当該障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）に基づき判断する。

(6) 災害対応協力等（土木一式工事に適用）

ア 前年度及び前々年度において、県の要請（緊急発注依頼書）に基づいて災害時の復旧工事等に貢献した場合は、1 件につき評価点 4 点とする（上限は 20 点とする。）。

イ 入札参加資格審査基準日において、「大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定」に基づき、一般社団法人高知県建設業協会が運営する GPS 携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、評価点 10 点とする。

ウ 入札参加資格審査基準日において、国又は市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む）が実施する「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている場合は、評価点 10 点とする。

(7) 県産品の使用（土木一式工事に適用）

前年度に完成した県発注工事において、高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合は、工事 1 件につき評価点 4 点とする（上限は 20 点とする。）。

(8) 地域ボランティア（土木一式工事に適用）

前年度において、県のふれあいの道づくり支援事業の支援対象者（ロードボランティア）として認定を受け、活動を行った場合は、1 回の活動につき評価点 2 点とし、県の海岸緊急清掃事業参加団体（ビーチボランティア）の認定を受け事業に参加した場合は、1 回の参加につき評価点 4 点とする（上限は 20 点とする。）。

(必要書類)

第4 地域点数の審査に必要な書類は、地域点数審査調書（別記1号様式）及び同調書に記載の書類とする。

附 則

(施行日)

この要領は、平成16年10月1日から施行し、平成17年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成17年10月1日から施行し、平成18年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成18年10月1日から施行し、平成19年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成19年10月1日から施行し、平成20年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成22年10月1日から施行し、平成23年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成23年10月1日から施行し、平成24年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成26年10月1日から施行し、平成27年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成27年10月1日から施行し、平成28年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成28年10月1日から施行し、平成29年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成30年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成29年10月1日から施行し、平成30年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成30年10月1日から施行し、平成31年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和元年10月1日から施行し、令和2年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和3年10月1日から施行し、令和4年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。